

民間委託等の推進に関する基本的考え方について（案）

行政改革課

1 民間委託等の推進に関する県の基本的考え方

（長野県行財政改革プラン(平成 19 年 3 月策定) < 抜粋 >)

前回までの専門部会における意見

【民間との協働】

県民やNPOなどの民間団体や民間企業との協働の視点を重視し、民間でできることは民間に任せられることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業等を実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合などにおいては、積極的に民間との協働を推進します。

【アウトソーシング（民間委託等）の推進】

旅費・給与等の総務事務、統計等の定型的業務、施設等の管理業務、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などのうちからアウトソーシングが可能な業務の洗い出しを行い、条件整備が整うものから順次、随時アウトソーシングを実施していきます。また、その過程においては、行政機構審議会民間協働専門部会にも情報を提供し、提案などをいただきながら検討していきます。

2 今後の民間委託等の推進に向けた基本的考え方

（1）業務（事務事業）の必要性の検討

社会経済状況の変化、県民ニーズの低下等により、県が実施する必要性が乏しい業務については、国、県、市町村、民間の役割分担の明確化の観点も踏まえつつ、廃止を含めて見直しを行う。

前回までの専門部会における意見

（2）民間委託等を実施するかどうかの視点

（1）の見直しを行い、県が行うべきであると判断した業務の中で、次に掲げる観点から、民間委託等を実施するかどうかを検討する。

視 点	
	サービスの質の向上が図られる。
	県で直接実施するよりも、コスト削減が図られる。(行政運営の簡素化・効率化が図られる。)
	民間の受注機会の確保につながる。
	高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。
	同種の業務が既に委託化されている。

前回までの専門部会における意見
・ 県が実施する必要がある業務は、民間委託をするより、直営で効率的に行うことを考えるべきでないか。

(3) 民間委託等を推進する業務の考え方(性格)

(2)に掲げる視点に基づき、実際に業務を実施している職場の状況を十分踏まえて、民間委託が適当な業務については、民間委託を推進する。

ただし、(4)に掲げる民間委託の対象としない業務は除く。

【具体的な業務として想定される例】

業務の分類	具体的な業務の例示()
情報処理・内部事務管理業務	内部事務システム更新、手当・旅費の審査 など
設計・測量等業務	設計、測量、各種検査 など
定型的業務	電算入力、受付・案内、各種統計・調査 など
施設・設備等の管理・運営業務	福祉施設等の管理運営、学校図書館の管理運営、県営林の管理、道路パトロール、道路維持補修、農場・家畜等の管理、公用車の運転、庁舎の監視及び警備、電話交換及び通信機器保守、庁舎・学校の維持管理、給食調理 など
その他の業務	ヘリコプターの運行・整備、職員等の研修に係る実施事務、各種イベント・研修会・講習会の実施 など

前回までの専門部会における意見

前回までの専門部会における意見
・ 民間委託の対象とされる業務について、現場の意見を聴くべきである。
・ 民間協働専門部会では業務の類型化など一定の考え方を検討し、具体的な業務の民間委託を決めることはしないと確認しておきたい。
・ 具体的な業務に関して、民間委託ができるかどうか判断するのは難しい。
・ 農業関係試験場の農林技師の業務について、試験研究と一体であり、継続性や専門性が求められるのではないか。
・ 特別支援学校の給食について教育と一体的ではないか。

() 例示は、第4回専門部会で事務局から報告された「民間委託等が検討可能な業務」であり、専門部会においては、個別の業務の内容については審議していない。

(5) 民間委託等の推進にあたっての留意事項

民間委託等の推進にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、更に県において個別の業務ごとの事情等にも十分留意しながら、実施することとする。

項 目		概 要
サービスの質の確保		・ 2 (2) のコスト削減、民間の受注機会の確保等の視点から実施するものについても、必要なサービスの質の確保に留意する。
守秘義務の確保と漏洩防止の措置		・委託先にも個人情報の保護の重要性を認識させ、契約にあたって漏洩防止などを明記する。
現に従事している職員の処遇		・民間委託の対象となる業務に現に従事している職員の処遇について、十分配慮する。
競争性・透明性の確保		・業務の性質等に応じた契約方法により、委託先の長期固定化、業務の独占が生じない措置に留意する。 ・市場化テストも民間委託の手段の一つとして検討していく。
責任の明確化		・事故等の場合における適正な責任体制を明確にしておく。

前回までの専門部会における意見
<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託にあたっては、民間にただ丸投げするのではなく、県でもしっかり管理できるシステムをつくるべきではないか。 ・ 2 (2) の「民間委託等を実施するかどうかの視点」にある「サービスの質の向上が図られる。」との違いをどう表現するか。
<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項に優先順位があるとすれば、「守秘義務の確保」は2番目くらいに来ないといけないのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・少額なものまで全て一般競争入札にするのではなく、官公需法という法律もあるので、地域の中小企業にも仕事がいくようにすべきでないか。 ・業務の種類にもよるが、長期契約などに配慮しないと企業が民間委託に参入してこないのではないか。